

中央労福協発第 077 号
2024 年 6 月 25 日

文部科学大臣
盛山 正仁 様

労働者福祉中央協議会
(中央労福協)
会長 芳野 友子

2024 年度 中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ

私たち労働者福祉中央協議会（中央労福協）は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」との理念を掲げ、加盟団体や幅広いネットワークによる連携・協働で様々な社会課題の解決に取り組んでいます。

日本の昨年のお出生数は約 76 万人と、統計開始以来過去最少を更新しました。政府・自治体が少子化対策を展開していますが、それでも歯止めが掛からない要因の一つに、働く人の格差拡大により結婚や出産・育児を考えるだけの生活の余裕が持てない、ということがあります。特に大きな支出として、生涯を通して必要となる「住居費」と、子を授かった時から備えを検討しなければならない「高等教育費」が存在しています。

特に「高等教育費」、この間、中央労福協が発信してきたとおり家計や学生本人にとって大きすぎる負担です。学生が貸与型奨学金の返済という「借金」を背負って社会に出ることは、その後の人生設計にも大きな影響を及ぼします。次世代の活躍の妨げとなるものであり、日本社会の持続可能性という観点でも課題と言えます。

こうした点もふまえ、下記のとおり申し入れいたします。実現に向けた取り組みをお願いいたします。

記

就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。特に、高等教育の漸進的無償化に向けて、少子化対策の集中取組期間とされる今後 3 年の間（2024 年～2026 年）に、以下の 3 点について改善をはかる。

- (1) すべての学生を対象に、大学、短大、高等専門学校（4 年・5 年）、専門学校の授業料を現在の半額にすること。
- (2) 大学等修学支援制度の対象を多子世帯や理工農系に限定することなく年収 600 万円まで拡大するとともに、授業料減免額も拡大すること。
- (3) 奨学金返済に係る負担の軽減に向けて、貸与型を有利子から無利子へ、所得に応じた無理のない返済制度や返済困難な場合の救済制度を拡充すること。

以 上